

鳥獣被害防止緊急捕獲活動に対する支援の継続を求める意見書

イノシシ等の野生鳥獣による被害の深刻化・広域化を踏まえ、国は、近年の農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少の状況を勘案し、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要との考え方から、平成19年12月に、議員立法により鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律を制定し、また、平成24年3月には、対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るために同法の一部改正を行ったところである。

これらを受けて、政府は、従来からの鳥獣被害防止総合対策に加え、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策により、捕獲活動の更なる強化のための緊急捕獲活動、地域の実情に応じたきめ細やかな鳥獣被害防止施設の機能向上の取り組みへの支援を実施するものとし、交付金や補助金による財政支援を行ってきた。

これらの支援は、野生鳥獣の捕獲体制の強化に大きく貢献したものであり、被害防止活動の継続のために極めて有用な財源となっているが、平成28年度以降における方針が明らかにされておらず、仮に本年度限りで支援が打ち切られる事態になれば、鳥獣被害防止活動に取り組んでいる住民にとっては大きな落胆となり、地域の取り組みに与える影響は多大なものになると推測される。

よって、政府においては、鳥獣被害防止緊急捕獲活動に対する支援について、今後も継続して実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月17日

内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
農林水産大臣	林芳正様

いわき市議会議長 根本 茂